

災害時における相互協力に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、寒川町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互援助精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生し、次の事項について乙に協力を要請する必要があると認めることは、文書により協力を要請することができる。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又はファックス等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 寒川町災害ボランティアセンターの設置
- (2) 寒川町災害ボランティアセンターの運営
- (3) その他災害ボランティアセンターの運営に関する必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、これに応じて協力するよう努めなければならない。

（連絡体制の整備）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する要請に基づく協力を円滑に行うため、日ごろより災害情報等に関する連絡体制の整備に努める。

2 甲及び乙は、前項の連絡体制を整備するため、それぞれに連絡責任者を置くものとし、甲にあっては総務課長が、乙にあっては事務局長がその任に当たるものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 甲は、自らが主催する訓練において、乙の参加が必要と認めるときは、乙に対し訓練の参加について要請を行うことができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な限り参加・協力をを行うものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定書に基づく協力が円滑に行われるよう、防災計画及び協力要請事項に関し、定期的に情報を交換する。

（協議）

第6条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書に関し疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。

（協定の改正）

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改訂することができる。

（期間）

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意志表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月20日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 木村俊雄



乙 寒川町宮山401番地

社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会

会長 藤井孝

